

埼玉中部環境センターだより

No.49

令和7年12月1日発行



操業42年目を迎えた埼玉中部環境センター

管内人口（令和7年11月1日現在）

	鴻巣市 （吹上地域は除く）	北本市	吉見町	合 計
人 口	89,296人	65,085人	17,369人	171,750人
世帯数	41,061世帯	31,302世帯	7,973世帯	80,336世帯

ご家族皆さままでごみの分別・減量にご協力を！

編集・発行：埼玉中部環境保全組合 総務課

比企郡吉見町大字大串2808 TEL.0493-54-0666 FAX.0493-54-0664

<https://www.tyuubu-kankyo.jp/>

あいさつ



管理者 神田 隆

本年 5 月 8 日付で、埼玉中部環境保全組合管理者に就任しました神田隆です。一言あいさつを申し上げます。

埼玉中部環境保全組合は、ごみ処理施設の共同設置を目的として、鴻巣市、北本市、吉見町の 2 市 1 町により昭和 52 年に設立した一部事務組合で、埼玉中部環境センターは昭和 59 年に竣工し、平成 10・11 年度には、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく「排ガス高度処理施設整備事業」を実施いたしまして、現在 42 年目を迎えております。

本環境センターでは、可燃ごみ(もやせるごみ)と粗大ごみを処理しており、可燃ごみについては 24 時間体制で焼却処理を行っておりますが、近年、緊急に修繕が必要になる場合があり、施設の老朽化は否めない状況です。

現在、本組合では新たなごみ処理施設等の整備事業を進めており、新施設が完成するまでは、本環境センターでごみ処理を継続することとなりますので、今後も安定稼働に向けた種々の保守点検、修繕等を適切に実施しながら、施設の維持管理に努めてまいります。

ごみを排出される各家庭・各事業所の皆様には、今後とも分別・減量等に更なるご協力をお願い申し上げます。

結びに、地域住民の皆様が、清潔で快適な生活環境を確保し、より健康で文化的な生活が営めるよう清掃行政の充実に努めてまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。



組合議会議長 村田 裕子

令和 7 年 5 月の埼玉中部環境保全組合議会定例会におきまして、議長に就任いたしましたので、一言あいさつを申し上げます。

現代社会において、2 市 1 町の住民の皆様は、ごみ処理業務は一日たりとも欠かすことのできない重要な業務であります。その重要な役割を担う埼玉中部環境センターは、昭和 59 年 4 月にごみ処理を開始して以来 42 年目を迎えており、施設全体の老朽化が否めない状況であることから新たな施設の整備が喫緊の要事となっております。

このような中、本組合では、令和 4 年度より、新たなごみ処理施設等の整備事業に着手し、令和 6 年度には「新たなごみ処理施設等整備基本計画」が策定されました。議会といたしましても、地球温暖化や CO₂ 削減など環境問題に配慮しつつ、将来にわたる安定的かつ効率的なごみの広域処理を行えるよう循環型社会に適合した新施設の早期整備をお願いしてまいりたいと考えております。

結びに、本環境センターは地域住民の皆様のご理解とご協力なくしては、運営することのできない施設であります。

今後においても、本組合の事業に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

埼玉中部環境保全組合議会のお知らせ

令和 7 年第 2 回定例会が 5 月 27 日(火)に、令和 7 年第 3 回定例会が 10 月 15 日(水)に開催されました。提出議案とその審議結果は、次のとおりです。

令和 7 年第 2 回定例会	審議結果
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決
埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について	同 意

令和 7 年第 3 回定例会	審議結果
令和 7 年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第 1 号）	原案可決
令和 6 年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について	認 定

令和 8 年第 1 回定例会は、2 月 17 日(火)に開催する予定です。

詳しいことは、組合議会事務局(総務課)までお問い合わせください。なお、『組合議会会議録』は、本組合ホームページをご覧ください。

議 会 の 役 職

議長	村田裕子（北本市議会議員）	議会運営委員	福井 学(吉見町議会議員)
副議長	岩崎 勤（吉見町議会議員）	議 員	後藤耕佑(鴻巣市議会議員)
議会運営委員長	湯沢美恵（北本市議会議員）	〃	西尾綾子(鴻巣市議会議員)
議会運営副委員長	杉田しのぶ(吉見町議会議員)	〃（監査委員）	金子雄一(鴻巣市議会議員)
議会運営委員	川崎葉子（鴻巣市議会議員）	〃	桜井 卓(北本市議会議員)
〃	竹田悦子（鴻巣市議会議員）	〃	大野陽康(吉見町議会議員)
〃	青野康子（北本市議会議員）	※役職者及び議席順	



第 2 回定例会 令和 7 年 5 月 27 日(火)

埼玉中部環境センターの再生に関する調査結果

「今後、現在の埼玉中部環境センターの再生については検討せず、引き続き新たなごみ処理施設等整備基本計画を進める。」ことが決定しました

埼玉中部環境保全組合(以下、「本組合」という。)では、本組合の方針に基づき、新たなごみ処理施設(仮称新埼玉中部環境センター)の整備と並行して、現在の埼玉中部環境センター(以下、「本センター」という。)の再生^(注1)の可能性について、関係する会社等から、聞き取り調査を行いました。

この聞き取り調査にご協力いただいた会社は、本センターの建設及び維持管理に実績のある会社(5社)、本センター以外のごみ処理施設の建設に実績のある会社(2社)、ごみ処理施設の建設等実績のあるコンサルタント(1社)です。

さらに、上記のコンサルタント(1社)、及び弁護士から、この調査を踏まえた意見を聴取しました。

コンサルタントからは、「本センターの再生事業全体における構成市町の実質的な負担は、新設事業と比較すると『メリットを見出すことは難しい』と推測される。」などの意見が寄せられ、弁護士からは、「本調査報告書の内容による限り、本センターの再生事業は、本組合と債権者との間で結ばれた和解条項^(注2)の第10項で禁じられている「ごみ処理施設の新設又は増設」に該当すると(裁判所で)判断される可能性が高い。」などの意見が寄せられました。

この調査結果を踏まえ、本組合では、「今後、本センターの再生については検討せず、引き続き、新たなごみ処理施設等整備基本計画(仮称新埼玉中部環境センターの整備)を進める。」ことが決定しました。

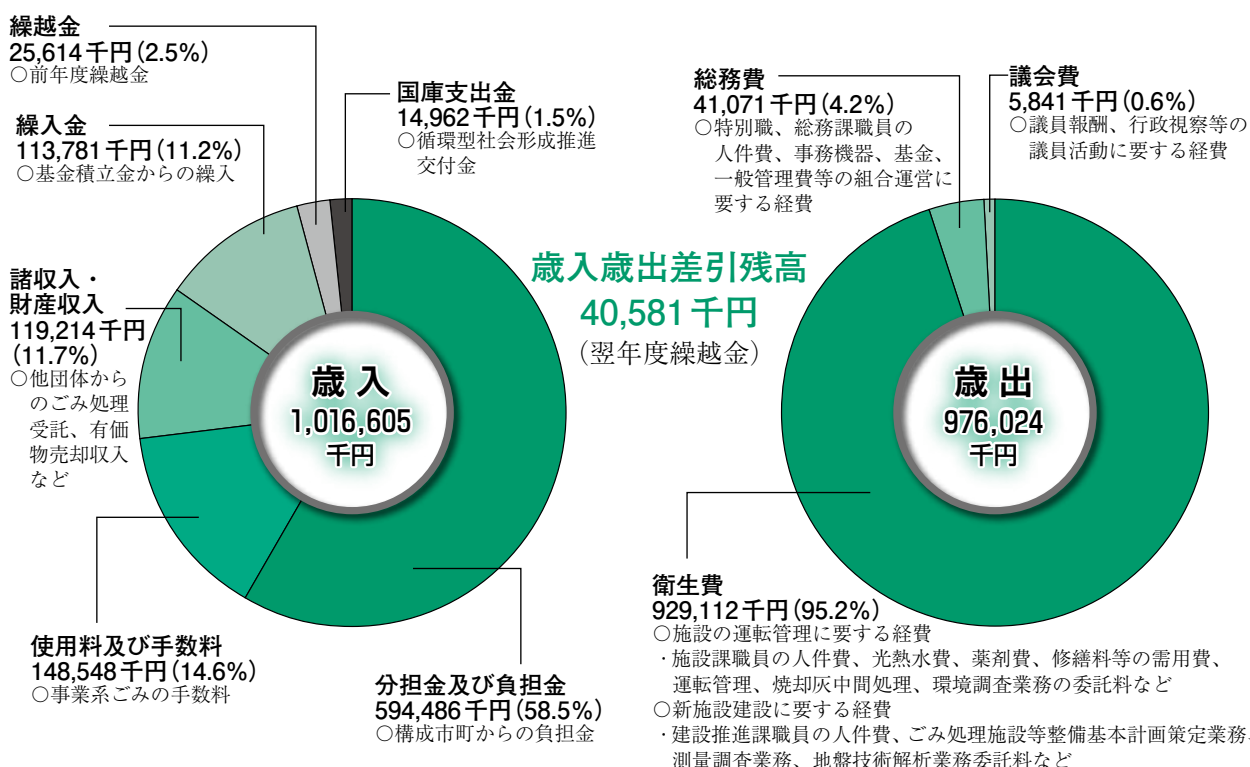
なお、「埼玉中部環境センターの再生に関する聞き取り調査報告書」は、本組合ホームページに掲載しています。

(注1)既存建屋を利用しながら既存建屋内にあるごみ焼却の設備を更新する工事等

(注2)和解条項とは、現在の埼玉中部環境センター建設の際に債権者と本組合との間で裁判上成立した中間合意に定められている条項のこと

令和6年度一般会計決算

令和6年度埼玉中部環境保全組一般会計歳入歳出決算が第3回定例会で認定されましたので、決算の概要をお知らせいたします。(金額は千円未満四捨五入)組合では職員一丸となり、経費の削減に取り組んでいます。



令和6年度人事行政の運営等の状況を公表します

埼玉中部環境保全組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、組合職員の任用、給与、勤務時間、服務の状況等の概要をお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

- (1) 職員の採用の状況 採用はありませんでした。
- (2) 再任用の状況 …… 再任用は1名でした。
- (3) 職員の退職者数 … 退職者はいませんでした。
- (4) 職員の級別職員数の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
標準的な職務内容	主事補 技師補	主事 技師	主任	主査 係長	主幹 課長補佐
職員数	—	—	1人	3人	2人
構成比	—	—	10.0%	30.0%	20.0%
区 分	6 級	7 級	8 級	計	
標準的な職務内容	課長 副参事	次長 事務局長	事務局長		
職員数	3人	1人	—	10人	
構成比	30.0%	10.0%	—	100%	

2 職員の給与の状況

- (1) 人件費の状況 (一般会計決算)

区 分	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
令和6年度	976,024千円	91,221千円	9.35%

- (2) 職員給与費の状況 (一般会計決算)

職員数 (A)	給与費(千円)				一人当たりの給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計(B)	
10人	44,700	10,496	19,836	75,032	7,503千円

- (3) 職員の平均給料月額・平均給与月額と平均年齢の状況
(令和7年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	369,450円	447,234円	48.9歳

- (4) 職員の初任給の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	225,600円	213,600円	201,000円

- (5) 職員手当の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	内 容
扶養手当	配偶者3,000円、子1人につき11,500円、 父母等1人につき6,500円 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22 歳に達する日後の最初の3月31日までの子1人につ き5,000円を加算
地域手当	給料、扶養手当及び管理職手当の合計額の6%
住居手当	借家等28,000円が限度額
通勤手当	自動車等利用(距離に応じた額) 31,600円が限度額
時間外勤務手当	該当職員4人
期末・勤勉手当	期末手当：年間2.50月分(1.40月分) 勤勉手当：年間2.10月分(1.00月分) 職務上の段階、職務の級等による加算措置あり。 ()は再任用職員に係る支給割合
退職手当	埼玉県市町村総合事務組合に加入し、支給率(最 高限度額)自己都合及び定年47.709月分

- (6) 特別職・議員の月額報酬等の状況

(令和7年4月1日現在)

管理者	副管理者	議長	副議長
24,400円	20,800円	20,800円	20,000円
議会運営委員長	議会運営副委員長	議員	期末手当
19,200円	18,400円	17,600円	年間4.60月分

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- (1) 1週間の勤務時間数

職員の勤務時間は、1週間あたり38時間45分と定められており、原則毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分の勤務となります。

- (2) 育児休業、看護休暇及び介護休暇の状況

育児休業、看護休暇及び介護休暇を取得した職員はいませんでした。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限及び懲戒処分された職員はいませんでした。

5 職員の服務の状況

- (1) 職務専念義務免除の状況

埼玉中部環境保全組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合等に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。
承認件数は12件でした。

- (2) 営利企業等従事の許可状況

許可件数はありませんでした。

6 職員の研修の状況

実施しませんでした。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

- (1) 福利厚生制度に係る組合の負担状況

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって定められています。

なお、共済制度を運用し、実施する主体は埼玉県市町村職員共済組合です。共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である埼玉中部環境保全組合の負担金によって賄われています。

埼玉県市町村職員共済組合に14,794千円の負担金を支出しました。

- (2) 公務災害の発生状況

発生はありませんでした。

8 公平委員会からの報告

- (1) 勤務条件に関する措置の要求…………… 0 件
- (2) 不利益処分に関する不服申立て…………… 0 件

新たなごみ処理施設等整備事業の住民説明会を開催

埼玉中部環境保全組合では、「第2回新たなごみ処理施設等整備事業住民説明会」を開催し、4回の開催で延べ196名の方々にご参加いただきました。

説明会では、令和7年2月に策定された「新たなごみ処理施設等整備基本計画」に基づき、整備基本計画の概要、施設稼働までのスケジュールなどについて説明し、参加された方から本事業についての様々なお意見をいただきました。

また、同時に実施したアンケートでもご意見やご質問をいただきましたので、当日の配布資料や説明会報告書とともに、回答を組合ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

(<https://www.tyuubu-kankyo.jp/new-construct/plan.html>)



説明会の開催状況は以下のとおりです。

	開催日時	会場	参加者数
第1回	令和7年5月28日(水) 18:00～	鴻巣市笠原公民館	22名
第2回	令和7年5月30日(金) 18:00～	フレサよしみ	84名
第3回	令和7年6月1日(日) 14:00～	北本市文化センター	38名
第4回	令和7年6月7日(土) 14:00～	クレアこうのす	52名
			196名

新たなごみ処理施設等地元協議会について

埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等地元協議会は、地元住民の皆さまと組合が、ごみ処理施設等の円滑な整備及び運営のための協議を行うことを目的に設置されたもので、令和7年度では、これまで5回の会議を開催し、新施設の整備等に必要な事項を協議しました。

また、令和7年8月1日に協議会委員の改選が行われ、第3回地元協議会で神田管理者から26名の方に委嘱状が交付されました。



第3回地元協議会の様子

	開催日	会議内容
第1回	令和7年4月26日	令和7年度事業計画(案)及び予算(案)について ほか
第2回	令和7年7月2日	外周道路の整備について ほか
第3回	令和7年8月30日	会長及び副会長の選出 ほか
第4回	令和7年10月30日	(仮称)新埼玉中部環境センターの建設に係る環境調査報告 ほか
第5回	令和7年11月18日	先進事例視察研修

※会議資料、会議録については、本組合ホームページに随時掲載しております。

(<https://www.tyuubu-kankyo.jp/new-construct/council.html>)



ごみの搬入について

『燃やせるごみ』は、指定された日時にごみ集積所へ出し、収集業者が回収し搬入しますが、急な引っ越しなどで、集積所へ出すことが困難な場合などには、直接(自己)搬入することもできます。

『粗大ごみ』は、**戸別収集**と**自己搬入**があります。

戸別収集：収集業者に回収日時等を連絡し、指定された粗大ごみ処理券取扱い店で処理券を購入します。回収日に処理券を貼った粗大ごみを自宅前等の場所に出した後、収集業者が回収します。

自己搬入：粗大ごみを車に積んで、お住まいの市役所・町役場の自己搬入窓口で職員によるごみの確認を受けます。処理費用をお支払いされた後、搬入許可書(当日のみ有効)が発行されますので、その搬入許可書を持参し、埼玉中部環境センターに搬入してください。(燃やせるごみの手続きも同様です)

※本環境センターにおける自己搬入受付時間は、平日午前9時から正午、午後1時から午後4時までですので、時間に余裕をもってお越しください。

搬入の際は、受付で搬入許可書を渡し、車ごとに重さを計量します。その後、場内の案内に従って指定の場所にごみを降ろした後、再度、受付で重さを計量し、完了となります。場内には職員がいますので、分からないことがありましたら、お気軽にお声掛けください。

お住まいの市町で作成している『ごみの分類表』に廃棄したいごみが記載されていない場合やどのごみになるか判断に困るものがある場合には、お住まいの市町の環境課へごみの分類や出し方についてご相談ください。

※ごみの相談窓口及び連絡先

鴻巣市(鴻巣・川里地域)	北本市	吉見町
鴻巣市役所 環境課	北本市役所 環境課	吉見町役場 環境課
☎048-541-1321	☎048-594-5553	☎0493-54-7811

年末年始 ごみの自己(直接)搬入について

●年末の受け入れ

粗 大 ご み：12月25日(木) 午後4時まで

燃やせるごみ：12月26日(金) 午後4時まで

※燃やせるごみを各地域の集積所に出される際は、各市町のごみ収集日程表を確認のうえ、決められた日時までに出してください。

●年始の受け入れ：1月5日(月) 午前9時から

埼玉中部環境センター 環境調査の直近値

ダイオキシン類	排ガス(ng-TEQ/m ³ N)	ばいじん(ng-TEQ/g) +焼却灰(ng-TEQ/g)	処理水(pg-TEQ/ℓ)
令和7年4月16日2号炉	0.0098	0.271	—
令和7年6月5日3号炉	0.0051	0.2051	—
令和7年8月12日1号炉	0.010	1.00079	0 (8月5日)
※排出基準値 ・排ガス：5ng-TEQ/m³ N（平成14年12月1日から） ・ばいじん+焼却灰：3ng-TEQ/g（平成14年12月1日から） ・処理水：10pg-TEQ/ℓ（平成15年1月15日から）			

項 目	結 果	基準値	単 位	項 目	結 果	単 位
◎焼却残渣(12回／年) ＊9月9日				◎ごみ質(4回／年) ＊7月1日		
熱灼減量	5.2	10	wt%	見掛比重		142 kg/㎡
◎放流水水質(12回／年) ＊9月9日				乾物基準	紙・布類	60.57 %
p H	6.9	5.8～8.6	—		ビニール・合成樹脂 ゴム・皮革類	16.14 %
B O D	<0.5	25	mg/ ℓ		木・竹・ワラ類	4.79 %
C O D	1.8	—	mg/ ℓ		厨芥類	17.02 %
S S	<1	60	mg/ ℓ		不燃物	0.25 %
大腸菌数	0	800	CFU/mL		その他(5mmのふるい通過)	1.23 %
◎排ガス(6回／年) ＊8月12日				湿物基準	水 分	50.0 %
ダスト濃度	0.0006	0.15	g/㎡ N		灰 分	3.5 %
硫黄酸化物	0.15	81	㎡ N/h		可燃分	46.5 %
窒素酸化物	99	250	ppm		★低位発熱量	
塩化水素	10	200	mg/㎡ N	1,790 kcal/kg		
★低位発熱量：ごみが燃焼したときのカロリーです。焼却により発生した水分が水蒸気となり利用されずに煙突から出てしまうと仮定した場合の熱量です。						

放射性セシウム (134+137)	調査月日	4月16日 2号炉	5月8日 2号炉	6月5日 3号炉	7月1日 3号炉	8月12日 1号炉	9月9日 2号炉
焼却灰	Bq /kg	19.5	27.0	20.7	検出限界濃度未満	10.6	14.0
ばいじん		74.0	94.1	67.2	85.9	61.6	78.8
国の埋立基準は、8,000ベクレル以下となっております 本環境センターの焼却灰及びばいじんは、セメント原料として従来どおりリサイクルされております。							

編集後記

皆様に読んでいただく「埼玉中部環境センターだより」は、本環境センターの運営状況等をお知らせするものです。業務に関する「ご質問」「ご意見」「ご希望」がございましたらお気軽にご連絡ください。また、本環境センターの業務を多くの方にご理解いただくために、施設見学を受け入れています。

ご希望される方は2週間前までにご連絡をお願いいたします。

☎0493-54-0666



構成市町担当課 《鴻巣市役所環境課・北本市役所環境課・吉見町役場環境課》
 ☎048-541-1321 ☎048-594-5553 ☎0493-54-7811